

中間前金払制度の導入について

平成 25 年 4 月 1 日
水道管理課出納管財係

登米市水道事業所が発注する工事について、当初の前払金に追加して前払金を支払うことができる、中間前金払制度を導入します。

登米市水道事業所では、建設業者の方々の資金調達の改善を図ることを目的に、中間前金払制度を導入します。

記

1 対象工事

登米市水道事業所が発注する工事で、請負代金額が 130 万以上の工事

2 対象となる契約

下記の全ての要件を満たすもの

- (1) 前払金の支払いを受けていること
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること

3 中間前払金の額

請負代金額の 10 分の 2 を超えない範囲内で、かつ、前払金との合計額が請負代金額の 10 分の 6（東日本大震災による特例により、当分の間は 10 分の 7）を超えない範囲内

4 手続

上記 2 の条件を満たし中間前払金の支払いを希望する場合は、工事担当部署に「中間前金払認定請求書」を提出し認定を受けた後、「中間前金払請求書」に保証契約証書を添付して支払請求をして下さい

5 施行日

平成 25 年 4 月 1 日